

Vol.16 「フェイクニュース？」

WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎

1. 架空請求

本誌は一般財団法人知的財産研究教育財団から発行されているが、先日、類似財団の名を騙った架空請求のニュースが報道されていた¹。知的財産研究教育財団のウェブサイトでもトップページにおいて早速注意喚起がなされている²。「一般社団法人 知的財産教育協会財団」という団体名を使っているとのことであるが、あまりに類似してどこが違っているのかすぐ判別できず、財団名を複数回読み返してしまった。架空請求の内容は、著作権侵害に関するものということであるが、そのようなハガキを受け取った方々はさぞ驚かれたのではないかと想像する。

2. あふれるフェイク

類似の名前を騙られるほどに知的財産研究教育財団の知名度が高いからとも言えようが、このような架空請求は到底許容されるものではなく、知的財産研究教育財団にとっても大いに迷惑であろう。

先のアメリカ大統領選挙でも、フェイクニュースが話題になり、日本でも2017年には流行語にもなったが、今や世の中にあふれている情報は真実ばかりではないということは広く認識されるようになっていと言えよう。そして、WIPOを取り巻く環境も例外ではない。

3. WIPOでは

WIPOは、PCTといった国際特許制度や、マドリッド制度といった国際商標登録制度などのグローバルなサービスを提供している。これらの制度を利用する場合には手数料を支払う必要があるが、これに目を付けて架空請求をしていく輩が存在する。国際制度だけあってこれらの架空請求は世界各地から発せられている。

例えば、国際特許出願〇〇を国際公開するための手数料の支払いを求める、などである。確かにPCTを活用して国際特許が出願された場合は、WIPOの国際事務局がこれらの国際出願を国際公開するのであるが、WIPOが国際公開のために新たな手数料を請求することはない（もしくは最初の出願手数料に国際公開の分も含まれていると解することもできる³）。

そして、請求者の名前もWIPOに似せてもってもらいたい種々の名を騙っている。WIPD (World Intellectual Property Database)、WIPP (World Intellectual Property Publisher) などは、省略形ではWIPOと最後の一文字が違っただけである。挙句の果てには、WIPO (World Intelligent Property Office) のように省略形にするとWIPOと同じになってしまう名称を騙るものまで出てくる始末である。

中にはどこかで本物のWIPOから送付され

た封筒を入手して、その「本物の」WIPOの封筒に「架空の」請求書を入れて送付してくるケースも報告されていて、手が込んでいる。

WIPOのウェブサイトでは、これらの様々な架空請求の実例を公開することにより、ユーザの方々に注意喚起をしている⁴。また、加盟国と連携し、法的措置が取られたケースもある⁵。

そして、特許だけでなく、商標でも同様の架空請求を送付するケースが見られる。PCTと同様にWIPOのウェブサイトにこれまで把握されている例を示しつつ⁶、注意喚起をしている⁷。

ちなみにこれらの架空請求はかなり前から行われており、WIPOのウェブサイトでは、国際特許関連では2002年から、国際商標に関しても2009年からの実例を紹介している。これらの架空請求の多くは発信人が欧米（チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スイス、米国）で、送付先も欧米（英、独、仏、米）ではあるものの、日本の出願人に送付された例も実際に報告されている。日本特許庁を含めて⁸世界各国の知的財産官庁においてもそれぞれのウェブサイトで注意を呼び掛けている⁹。またWIPOのサービスに限らず、他国でも架空請求の例がある¹⁰。これらの注意喚起はなされているものの、架空請求は依然として行われていることは事実であるので、十分注意が必要である。

もしもWIPO関連のサービスについて疑わしい請求を受け取った場合は、遠慮せず

WIPOにお問い合わせいただきたい。WIPO 日本事務所であれば日本語で時差もなくお問い合わせいただける¹¹。

4. 何が真実？

架空請求、振り込め詐欺などは、悪い意味で日々進化して、より巧妙になってきている。また、活字で書かれていたり、インターネット上に掲載されたり、メディアで報道されている情報は、それだけで何となく信憑性があるような気がしてしまう。我々一人一人が、情報を慎重に扱い、事実と虚偽を見極めるよう努めるしかない。

なお、本コラムはフェイクではないので、念のため。

¹ 例えば、https://www.excite.co.jp/News/society_g/20171129/Careerconnection_7531.html。

² <http://fdn-ip.or.jp/>

³ 国際出願する際には、出願手数料を最初に支払う必要があるため、国際公開の手数料も出願手数料に含まれていると解することもできるが、公開のために別途、手数料の請求をすることはできない。ただし、通常の公開時期より早い段階で国際公開を求める場合で、国際調査報告が発行されていない場合は、手数料が発生する。とはいえ、この場合は出願人が自ら早期公開を求めており、それに対する手数料の請求であれば架空請求と混同する可能性はきわめて低いと考えられる。

⁴ http://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html

⁵ <http://www.wipo.int/pct/ja/warning/judgments/successes.html>

⁶ <http://www.wipo.int/madrid/en/fees/invoices.html>

⁷ <http://www.wipo.int/madrid/en/fees/warning.html>

⁸ http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/jyouyaku_sosiki_jgai.htm

⁹ http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ip_position.html

¹⁰ 欧州特許に関する警告について、例えば欧州特許庁が注意喚起をしている。<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2017/03/a22.html>

¹¹ WIPO日本事務所。Tel:03-5532-5030、Fax:03-5532-5031。ウェブサイト上のコンタクトフォーム <https://www3.wipo.int/contact/ja/area.jsp?area=wjo>からも問い合わせ可能。

Ken-Ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、2014年4月から現職。